

平成 年度 第 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、
農用地利用配分計画を定める。

平成 年 月 日

所在地 大阪府中央区南本町二丁目 1 番 8 号
名 称 一般財団法人大阪府みどり公社
代表者 理事長 幸田 武史 印

第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1 各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者の氏名 又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) 〇〇	(住所) 〇〇			借受希望に応募 した結果の公表 番号等	〇市 29-〇 000		
権利を設定する土地 (B)				設定する権利 (C)					備 考	
所 在		現況地目	面積 m ²	種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 円		借賃の支払方法
市町村	大字 字 地番									
〇〇市〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	賃借権	〇〇	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
〇〇市〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	賃借権	〇〇	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
		計	0				計	0		
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者 住 所 (同上) 氏名又は名称 〇〇 印</p>										

2 共通事項

この当該農用地等農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、当該賃貸借の設定等を受けた土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた土地の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

ウ 甲は、乙によりアまたはイの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る賃借権の設定等を解除することができる。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改定

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

- (8) 賃借権又は使用貸借による権利の解除
 天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借による権利は解除することができる。
- (9) 当該土地の返還
 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) その他
 この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農地所有適格法人以外)

整理番号		氏名又は名称		年 齢	歳	農作業従事日数	日					
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)		賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)				
				世帯員	農業従事者 (うち 15 歳以上 65 歳未満の者)	雇用労働力(年間延べ労働日数)	種 類	数 量	種 類	数 量		
農 地		農 地		男	人	農業専従者	人 (人)	人日				
採 草 放牧地						農 業 補助者	主として農業に従事する者 人 (人)					
その他		採 草 放牧地		女	人		従として農業に従事する者 人 (人)					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は畜産の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域の担い手への農地集積等への取り組みに支障を及ぼしません。 農薬の使用方法、耕作の事業が、特に及ぼす影響はありません。								

- (記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借による権利の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 60～149 日の者をいう。
- (5) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号		法人の名称		賃借権の設定等を受ける法人の主な生産作物 (C)		賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)		賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) m ²		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		種類	数量	種類	数量
							前年実績	見込み				
農地		農地										
採草放牧地												
その他		採草放牧地										
雇用労働力 (年間延日数)		人 (日)										
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は畜産の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域の担い手への農地集積等への取り組みに支障を及ぼしません。農薬の使用方法、耕作の事業が、特に及ぼす影響はありません。								
地域の農業における他の農業者との役割分担の計画				地域の農業の維持発展に関する話し合い活動に参加します。農業、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守します。地域の獣害被害対策に協力します。								

- (記載注意)
- (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借による権利の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
 - (C) 欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
 - (D) 欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
 - (D) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(農地所有適格法人)

整理番号	農地所有適格法人の名称												
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)						
			事業の種類										
			農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容								
			現在	現在	現在								
		権利取得後	権利取得後	権利取得後									
農地		農地	事業の実施状況及び事業計画				種類	数量	種類	数量			
採草放牧地			農業		左記以外の事業		/						
			3年前	千円	3年前								
		2年前	千円	2年前									
		1年前	千円	1年前									
その他	採草放牧地	初年度	千円	初年度									
		2年目	千円	2年目									
		3年目	千円	3年目									
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)					賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)								
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積 m ²	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み	
						法人から農産物の販売委託を受ける法人							
雇用労働力 (年間延日数)			人日										

- (記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
(2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借による権利の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。

なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。

- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。